



法的根拠に基づくケアプランの

正しい理解と適切な書き方

現場の疑問に
ズバリ解説

vol.1 第1表の署名欄は、不要になったのか？

現場でよくあるケアプランに関する疑問。
その答えを導くカギは、根拠法令を正しく理解することです。
適切な書き方とあわせて学んでいきましょう。

後藤佳苗 あたご研究所

ケアマネの疑問・第1表の署名欄は不要？

先日、ケアプラン点検で市町村職員から、
「令和3年4月1日から、標準様式通知が一部改正になり、
署名欄が削除された（無くなった）。
もう署名欄を第1表に載せる必要はない」と言われました。
署名欄が不要と発言した市町村職員に、
「署名欄が削除されたということは、どこ（何）をみればわかるのか？」
と確認したところ、「新しい第1表に署名欄はないでしょ？」
と説明を受けました。
署名欄を無くしてもよいなら、楽なのですが……。

図 第1表 居宅サービス計画書(1)

総合的な援助の方針			
生活援助中心型の算定理由	1.一人暮らし	2.家族等が障害、疾病等	3.その他（ ）

CHECK!

○○○○○○○○○○

令和 年 月 日

利用者氏名

答え

署名欄は、標準様式には含まれていないが、
説明、文書同意、交付が済んでいることを
明確にするため、第1表の枠下に
作成することが推奨される。

解説

①コンプライアンスの視点

ケアマネジャーは、作成したケアプラン原案の内容
について、利用者または家族に説明したうえで、**利用者の同意を文書**で得なければなりません（運営基準第13条第10号）。

そして、ケアチーム全体の共通認識を図るためにケ
アプランを作成、変更した際には、利用者及び担当者
に交付する義務があります（同第11号）。

運営基準第13条

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原
案に位置付けた指定居宅サービス等について、
保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、
当該居宅サービス計画の原案の内容について利
用者又はその家族に対して説明し、**文書により
利用者の同意を得なければならない。**

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を
作成した際には、当該居宅サービス計画を**利用
者及び担当者に交付しなければならない**

なお、運営基準第13条第10号、第11号ともに、運
営基準減算に該当する条項でもあるため、適切に対応
したことが明確になるよう、第1表の枠下に署名欄を
設け、**運営基準**の手順が適切に行われていることを明
らかに示すことが望ましいのです。

②ケアマネジメントの視点

ケアプランに位置づけるサービス等の選択は、利用
者自身が行うこと（自己決定）が基本であり、介護保険
制度の基本理念です。

ケアマネジャーは、利用者自身によるサービスの選
択やサービス内容等への**利用者の意向を反映する機会
を保障**するため、作成したケアプラン原案の内容につ
いて、利用者又は家族に説明したうえで、**利用者の同
意を文書**で得なければなりません（解釈通知第二の3
(8) ⑩）。

[略称と正式名称]

- ・“法”：「介護保険法（平成9年法律第123号）」
- ・“運営基準”：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関
する基準（平成11年厚生省令第38号）」
- ・“解釈通知”：「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関
する基準について（平成11年老企第22号）」

適切な記載例

居宅サービス計画^{*1}について、説明を受け、同意し、受領しました^{*2}

^{*1}：「居宅サービス計画書第1表～第3表、第6表、第7表」や「居宅サービス計画書(1)(2)(3)(6)(7)」でもよい

^{*2}：「交付を受けました」でもよい